

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 3 5 8
2023.2.15

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

学校でのマスク着用は4月からどうなるのか

政府は、新型コロナウイルス感染症を5月8日より、現在の「2類相当」から「5類」に変更すると発表し、マスクの着用も3月13日からは屋内屋外を問わず、「個人の判断に委ねる」とする新しい指針を決定しました。

これを受けて、文部科学省は4月から学校でマスクの着用を求めないことを決めました。永岡文科大臣は会見で「強制するわけではない。マスクは個人の判断で着脱を決めることになると思う」と述べました。なお、卒業式は前倒しで適用し、生徒や教職員は、校歌などを歌う時や「よびかけ」ではマスクを着用し、他の場面ではマスクなしを基本とするとしてしました。

今後、文科省の指示が、教育委員会を通して学校に降りてくることが予想されますが、「着脱は個人の判断」の原則に従い、マスクを着ける、着けないで子どもたちに不利益が生じることがあってはなりません。もちろん、教職員のマスクの着脱も個人の判断が尊重されるべきです。

4月以降注意しなければならないことは、「コロナ後」の雰囲気が学校に広がることで、簡素化されていた行事やクラブ活動の内容が元に戻ったり増えたりすることです。コロナ初期の2020年に比べると、2022年はコロナ慣れのためか、教員の時間外勤務が増加傾向です。

さて、再任用・会計年度任用職員部の部員の皆様には、今年度の活動に協力していただきありがとうございました。65歳を迎えた方々は、再任用は終わりになりますが、非常勤教員や時間講師などでまだ仕事を続けることは可能です。その際には、東京教組への加入を続けていただけますようよろしくお願いいたします。

65歳で再任用を退職される皆さんへ

新しい一歩へ 健康で豊かな生活を

年度末で65歳を迎える方は、再任用退職となります。再任用を退職後、非常勤教員や時間講師などの仕事を続けられる方もいらっしゃるでしょう。（学校に残られる方は、東京教組への引き続きの加入もお願いいたします）

65歳を区切りに完全に退職されると、制度についての変更があります。主な点をまとめました。複数の選択肢がある場合は、今後の皆さんの生活に照らし、有効なものを選択しましょう。

◎退職時に受け取る重要証明書等

* 「被保険者資格喪失届」

各所属で4月に入ってから受け取ります。

あらかじめ事務の方に話をしておく方がよいでしょう。

◎退職に伴う手続き

1. 社会保険関係

(1) 医療制度及び手続き

再任用フル・再任用短時間および非常勤教員の身分で退職した場合は、退職と同時に健康保険証（公立学校共済組合）は返却しなければなりません。退職の翌日から、公立学校共済組合の任意継続か、新たに何らかの健康保険に加入する必要があります。

◎次のいずれか一つの医療保険制度に加入します。

1. 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。加入期間は2年間。

2. 国民健康保険に加入する。（退職してから14日以内に手続き）

※共済組合の任意継続保険にするか、国民健康保険にするかの判断にあたっては、昨年度の収入証明のできるもの（確定申告書）などを持って、居住の区市役所国民保健係に行き、共済組合と国民健康保険で保険料2年分を比べてみてください。

3. 家族の健康保険の被保険者になる。（退職後家族の勤務先を通じて手続き）

4. 新たな就職先の健康保険に加入する。（手続きは就職先を通して行う）

(2) 年金

65歳になると、退職共済年金（特別）及び老齢厚生年金（特別）の受給権が消滅し、老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）と老齢基礎年金の受給権が発生します。65歳以降の年金を受給するためには、請求手続きが必要になります。誕生月の3か月前（偶数付き生まれの方は4か月前）に、年金請求書（老齢厚生年金）と老齢基礎年金の請求に関する書類は、既に提出済みのことと思います。

65歳で老齢厚生年金の請求を行わず、66歳以降に繰り下げの申し出をしたときは、繰り下げた期間に応じて加算した額を受給することができます。この場合、65歳から繰り下げの申出をされるまでの間の年金の支給はありません。

なお、年金の支給額は毎年4月に改定され、6月の受け取りから反映されます。

今年1月、厚生労働省は来年度の年金の支給額を発表しました。支給額は今年度よりも68歳以上は1.9%、67歳以下は2.2%の引き上げとなりましたが、物価上昇分の2.5%には追いつかず、実質的には、68歳以上で0.6%、67歳以下で0.3%の目減りです。年金額の見直しは、68歳以上は物価の変動率、67歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なります。政府の賃金政策や物価政策によって、年金の支給額は大きな影響を受けることになります。

また、昨年4月から年金制度が一部変わりました。

①被用者保険における適用範囲の拡大

短時間労働者（年収が130万円未満）にも公的年金や健康保険が適用。公的職場の臨時、非常勤職員も対象。

②在職中における年金受給の仕組みの見直し

「在職定時改定」が新設。65歳以上で働いている人の年金額を、毎年10月に改定し、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実が図られます。

③受給開始時期における選択肢の拡大。

公的年金の受給開始年齢は原則 65 歳ですが、受給開始が 60 歳から 75 歳の間で選べるようになります。繰り上げ受給は月 0.4%減（60 歳からの受給で 24%減）、繰り下げ受給は月 0.7%の増（75 歳からの受給で 84%増）になりました。

受け取り開始を何歳にするかは、各自の判断によります。

（３）雇用保険（再任用短時間、非常勤教員を退職する方）

①. 雇用保険受給資格

次の３点を満たしていること

ア.被保険者期間が離職の日以前 2 年間に月 11 日以上勤務した月が 12 ケ月以上あること

イ.就職する意思と能力があること

ウ.公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みをし、失業の認定を受けていること（休職中は、4 週間に 1 回公共職業安定所に出向く必要があります。）

（65 歳以上で離職すると、一括支給のため ウ、の項目は該当しません。）

②. 受給するときの手続き

離職後、旧所属所から 4 月中頃「離職票」が送られてきます。必要書類を持参して住居地を管轄する職業安定所に行き、手続きします。（再任用職員で離職する場合も「一般被保険者」となり、給付の対象になります。）

必要書類

- ・ 雇用保険被保険者離職票 1、及び 2。（所属職場で交付）
- ・ 雇用保険被保険者証（紛失した場合は、ハローワークで再発行手続き）
- ・ 印鑑
- ・ 本人確認、年齢、住所の確認できる写真付の書類
- ・ 写真 2 枚（3 cm×2.5 cm、上半身）
- ・ 本人名義の普通預金通帳

③. 失業給付の受給について

ア.失業給付の求職者給付を受けられるのは、65 歳未満で離職の場合、給付日数が 90 日分です。「高年齢求職者給付金」を受け取ると、その分、年金が支給停止されることになります。失業給付の額と退職共済年金の額を比較検討して手続きをしてください。

（平成 10 年 4 月 1 日以降、受給権の発生した場合、65 歳未満は「退職共済年金」「特別支給の老齢厚生年金」を受給していると、併給調整が行われます。「退職共済年金」の職域年金相当部分を除いた額、及び「特別支給の老齢厚生年金」の全額が支給停止。）

再就職した場合は、手続きが異なります。

65 才以上で離職すると「高年齢継続被保険者」となり、「給付金」（一時金）50 日分となります。

* 不明な点はハローワークでお尋ね下さい

2. 東京都人材支援事業団退職会員制度、東京都教職員互助会賛助会員

（１）人材支援事業団退職会員については申込用紙がすでに職場に届いています。詳しくは「いぶき」をご覧ください。

（２）互助会賛助会員については互助会にお問い合わせ下さい。

会報「ふれあい」などを参考にするのもよいでしょう。

※東京都教職員互助会で「ふれあいシニアサポーター」を実施しています。退職教職員を対象に学校・地域等での活動支援（ボランティア）となっています。（都教委が平成 21 年度から開始。「退職教職員ボランティア活用事業」互助会の受託事業）

「日朝教育交流のつどい」3年ぶりに開催

副部長 片桐 育美

今回は、板橋区にある東京朝鮮第三初級学校で開催されました。前日は思わぬ大雪が降り天気が心配されましたが、当日は朝からスッキリ晴れわたり私たちの朝鮮学校の児童との久しぶりの出会いを、歓迎しているかのようでした。

板橋の学校は、狭い空間をうまく生かして必要な施設がコンパクトにまとまっているのに加え、太陽もふんだんに取り入れられるよう設計されていて、すべてが明るくこれなら毎日の学校が楽しいだろうなと思いました。

少人数を生かした授業は、先生と生徒の距離が近づき、和やかな雰囲気を感じました。印象に残ったのは4年生の「朝鮮から日本に伝わった技術」です。「渡来人」「秀吉」「唐辛子」「五重塔」など、耳なじみのある語句がどんどん子どもたちから発せられて、朝鮮語はわからないものの、画像や絵で授業の雰囲気を楽しむことができました。少し形を変えて授業で取り組みたいと思わせられるような、そんな授業でした。児童の小公演も、精いっぱい歌や踊りに、惜しみない拍手が送られていました。

校長先生の熱のこもった学校紹介の後、昼食をとり、午後の全体会へ。実行委員長に続いて、来賓の板橋区議、五十嵐やす子さんによるあいさつがありました。

その後、李昌興朝教同副委員長による、民族教育についての講演がありました。李さんはていねいに朝鮮学校の歴史を紐解いていき、現在の日本とアメリカの関係と関連付けてわかりやすく伝え、今必要なのは日本と北朝鮮との国交回復だと述べ、まさにその通りであると、何も動きさえしていない現実に暗澹たる思いを感じました。

その後は、朝鮮学校を支援している各団体からの報告がありました。団体によってそれぞれ支援の仕方にも特色があり、まずはできることから一步步支援していくことの大切さを実感しました。報告の中で2月10日、朝鮮学校の支援者や教員が東京都の私学部を訪れ「東京都子ども基本条例」に基づき停止された朝鮮学校の補助金の復活を求めた知事あての要請書に対し、私学行政課長が「引き続き検討したい」と答えたことは大きいと思います。来賓としてかけつけた都議の阿部祐美子さんはこの話を受けて、国が「検討したい」というときは検討しないに等しいが、東京都が言う場合はそのとおり「検討する」ということだと述べ、補助金の再開に少しだけ光が差した気がしました。

久しぶりの「日朝教育交流のつどい」でしたが、やはり皆で集まり実際授業を見て子どもたちと触れ合う良さを、あらためて感じた一日でした。

新年度 各地区の常任委員選出の準備をお願いします

<今後の予定>

3月21日（火）13:00～ さよなら原発集会 代々木公園

3月末 東京教組専門部都教委要請 都庁・東京都教育委員会

4月12日（水）15:00～ 2023年度第1回再任用・会計年度任用職員部会 東京教組会議室

5月28日（日）11:00～ 2023年度再任用・会計年度職員部総会 東京教組会議室